

公益社団法人日本金属学会 細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人の定款を公正かつ適切に運用するために、理事会の決議により、この細則を定める。

2 この法人のその他の定めに細則の用語を用いてはならない。

(名称)

第2条 この法人の英文名称を略記する場合は、JIMM と表記する。

第2章 代議員

(代議員の定員)

第3条 代議員の定員は、第4条第11項に定める地区別の代議員と本部枠の代議員の定員の和とする。

2 地区別の代議員の定員は、地区別の代議員の総数がおおむね100名となるように直近の事業年度末の正員数当たりの代議員数の割合を決め、直近の事業年度末の当該地区の正員数をその割合で割って、端数を四捨五入して算出するものとする。

3 本部枠の代議員の定員は、4名以内とする。

(代議員の選挙)

第4条 代議員の全数を2年おきに選挙で地区別及び本部枠で選任する。

2 代議員の選挙は、少なくとも1ヶ月前に会員に周知しなければならない。

3 正員は自ら代議員に立候補することができる。代議員立候補者の依頼を受けて他の正員が代理人として立候補の届出をすることができる。

4 2期にわたって代議員に継続就任した者は、次の1年間は代議員候補者となることはできない。

5 代議員選挙は、電磁的方法で行なう。

6 投票は全ての地区の地区別及び本部枠の選挙定員の数の候補者について行う。地区別及び本部枠の選挙定員に過不足のある投票及び候補者以外の投票は無効とする。

7 代議員選挙の管理及び開票は、この法人の代議員の選挙に係る規程に定める代議員選挙管理委員会が行なう。

8 地区別及び本部枠の代議員は、得票順に選挙定員までを選出する。定員の最後の代議員の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を代議員とする。

9 地区及び本部枠の候補者数が選挙定員以下である場合は、当該の地区及び本部枠の投票を行わず、すべての候補者を代議員とする。

10 選挙の地区別および本部枠の次点者を地区別および本部枠の補欠の代議員とする。次点者の得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、会員在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の代議員とする。地区別および本部枠の補欠の代議員は1名までとする。

11 代議員選挙の地区と都道府県割りは次の通りとする。本部枠は全国を対象とする。

(1) 北海道地区：北海道

(2) 東北地区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

(3) 関東地区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

(4) 東海地区：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

(5) 北陸信越地区：新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県

(6) 関西地区：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

(7) 中国四国地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(8) 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

なお上記以外に居住する正員の地区は、主たる事務所が所在する地区とする。

- 12 地区別の代議員が所属地区を異動した場合又は会員資格を喪失した場合は、代議員資格を失う。当該地区の代議員の補充は当該地区の補欠の代議員を充てるが、補欠の代議員がいない場合は補充しない。
- 13 前項において、代議員現在数が代議員の定員から著しく乖離する場合は、代議員の補欠選挙を実施する。
- 14 永年会員を除き、代議員選挙が実施される年の会費を納入していない正員は、代議員の選挙権及び被選挙権を有しない。
- 15 代議員の選挙に関する他の必要な事項は、代議員の選挙に係る規程に定める。

(代議員の任期)

第5条 定款第6条第6項の代議員の選任及び任期開始時期は、代議員選挙後の最初の定時社員総会とする。

第3章 社員総会

(社員総会における理事及び監事の一括選任)

第6条 定時社員総会前に翌事業年の社員が互選により翌事業年の理事の候補者及び監事の候補者並びにその次点者を選挙定数通り選任した場合は、定款第19条第4項の定めにかかわらず、社員総会の決議により、それらの候補者を社員総会で一括して決議することができる。

(社員総会の議長の義務と権限)

第7条 社員総会の議長は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という）第54条第1項に定めるところにより、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する義務を有する。

2 社員総会の議長は法人法第54条第1項に定めるところにより、その命令に従わない者その他社員総会の秩序を乱す者を退場させる権限を有する。

(社員総会の議決権の代理行使)

第8条 定款第20条により社員総会の議決権の代理行使をしようとする社員がこの法人に提出する代理権を証明する書類には、当該社員は記名をしなければならない。

(社員総会の議事録)

第9条 社員総会の議事録には、法令の定めによる次の事項を記載しなければならない。

- (1) 社員総会が開催された日時及び場所
- (2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 法人法施行規則第11条第3項第3号に特別に定める議案についての社員総会で述べられた意見又は発言の内容の概要
- (4) 社員総会に出席した理事及び監事の氏名
- (5) 社員総会の議長の氏名
- (6) 議事録記名人の氏名

第4章 役員

(理事の定員と補充)

第10条 理事の定員は、地区別1名に全国地区8名および本部枠4名を加えた最大20名に、認定法第5条第15号本文に掲げるもの（以下、外部理事）1名を加える。また、専務理事1名を加えることができる。

2 地区選出の理事は、居住する地区の代議員から選出する。

3 全国地区の理事は、所属地区を問わないで選出できる。

4 本部枠の理事は、本部枠の代議員から選出する。

5 地区選出の理事が地区を異動した場合は、理事資格を喪失し、補充は当該地区の補欠の理事

を充てる。

6 専務理事を選出する場合は、主たる事務所の所在地から選出する。

（理事候補者の選出）

第 11 条 理事は 2 年おきに全数を選出する。

2 選挙で当選した代議員によって、定時社員総会前に外部理事候補者および専務理事候補者を除く理事候補者を互選して、定時社員総会の理事候補者とすることができる。

3 外部理事候補者および専務理事候補者を除く理事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の理事候補者の選出において、得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を理事候補者とする。

4 次点者の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の理事候補者とする。

5 地区及び本部枠の候補者数が選挙定員以下である場合は、当該の地区及び本部枠の投票を行わず、すべての候補者を理事候補者とする。

6 外部理事候補者および専務理事候補者は理事会の決議により選出する。

（会長及び副会長候補者の選出）

第 12 条 選挙で当選した理事候補者の全員によって、定時社員総会前にかつその年度の最初の理事会前に、次年度会長及びすべての副会長の候補者を互選することができる。

（業務執行理事の業務分担）

第 13 条 定款第 24 条第 5 項に定める業務執行理事の業務分担は次の通りとする。

(1) 庶務：社員総会及び理事会の運営、企画、人事、文書作成及び渉外並びにその他庶務に関する事項

(2) 会計：財産の管理及び運用、予算、決算、金品の出納及び保管並びにその他会計に関する事項

(3) 刊行事業：日本金属学会会報、日本金属学会誌及び Materials Transactions 並びに便覧、データブック及び学術図書類並びにその他刊行に関する事項

(4) 講演会及び講習会事業：講演大会、支部による講演会、分科会シンポジウム、セミナー、支部による講習会及び談話会、委託による講演会及び講習会、国際会議及び国際シンポジウム並びにその他講演会及び講習会に関する事項

(5) 調査及び研究事業：調査、研究、委託による調査及び研究、見学、視察及び国際学術交流並びにその他調査及び研究に関する事項

(6) 表彰、奨励及び助成事業：表彰、奨励及び助成に関する事項

2 必要に応じ、理事会の決議によって、担当業務を細分化又は追加することができる。

3 必要に応じ、理事会の決議によって、理事は複数の業務を執行することができる。

4 理事の業務分担は、毎年度最初の理事会の決議で定めるが、各事業の業務を執行する理事を少なくとも 1 名は定めなければならない。

（業務執行理事の業務報告）

第 14 条 業務執行理事は、その担当業務に係る次の事項について定款第 24 条第 6 項で定めるところにより、理事会で報告しなければならない。

(1) 当該担当業務に係る前回理事会報告以降の状況

(2) 当該担当業務の事業計画書及び予算書からの顕著な乖離がある場合の状況とその対策

(3) 当該担当業務の前年度事業報告書及び決算書からの顕著な乖離がある場合の状況とその対策

(4) その他当該担当業務についての重要事項

（外部理事、専務理事の業務分担）

第 15 条 外部理事は法人のガバナンス強化と、独立した視点からの助言や提案により理事会運営を活性化させ法人の長期的な成長を支援する。専務理事は会長及び副会長の会務及び国内外

の渉外活動を補佐し、日常の業務に従事し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。

(監事の定員)

- 第 16 条 監事の定員は 2 名とし、少なくとも 1 人以上が公益認定法第 5 条第 16 号に掲げるもの（以下、外部監事）であることとし、2 年おきに全数を選出する。
2 やむを得ない事情がある場合には、定員を 1 名とすることができる。

(監事候補者の選出)

- 第 17 条 社員総会の監事候補者を、代議員の選挙と同時期に正員の選挙によって定時社員総会前に選出することができる。
2 監事候補者選挙は、少なくとも 1 ヶ月前に会員に周知しなければならない。
3 正員は、自ら監事候補者に立候補することができる。
4 監事候補者は、連続して 2 期を超えて監事候補者となることはできない。
5 監事候補者選挙は、電磁的方法で行なう。
6 監事候補者選挙の管理及び開票は、庶務担当理と事務局が行う。
7 外部監事候補者を除く監事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の監事候補者の選出において、得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を監事候補者とする。
8 候補者数が選挙定員以下である場合は、投票を行わず、すべての候補者を監事候補者とする。
9 次点者の得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の監事候補者とする。
10 外部監事候補者は理事会の決議により選出する。

第 5 章 理事会

(直接会合でないすべての理事による決議)

- 第 18 条 定款第 36 条第 3 項に定めるところによって、すべての理事が決議した場合は、次の理事会の議事録にその旨を記載しなければならない。
2 前項においてすべての理事の同意が得られなかった事項を記載してはならない。
3 第 1 項の決議は、すべての理事の同意が得られた時に発効する。

(理事会の議事録)

- 第 19 条 理事会の議事録には、法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項の定めるところにより次の事項を記載しなければならない。
(1) 理事会が開催された日時及び場所
(2) 法人法施行規則第 15 条第 3 項第 2 号に特別に定める理事会である場合はその旨
(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
(5) 法人法施行規則第 15 条第 3 項第 5 号に特別に定める議案について理事会で述べられた意見又は発言の内容の概要
(6) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
(7) 理事会の議長の氏名
(8) 議事録記名人の氏名
2 前項の規定にかかわらず、次回理事会において前回議事録に係る法人法第 95 条第 5 項による異議があつた場合は、次回理事会の決議により、次回理事会議事録にその旨記載することができる。

第 6 章 公益目的事業

(刊行事業)

- 第 20 条 この法人は定款第 5 条第 1 号に規定する刊行事業として次の事業を行う。

- (1) 定款第5条第1号に定める学術誌である日本金属学会会報まてりあの刊行
 - (2) 定款第5条第1号に定める学術誌である日本金属学会誌の刊行
 - (3) 定款第5条第1号に定める学術誌である Materials Transactions の刊行
 - (4) 定款第5条第1号に定める学術図書類である金属及びその関連材料に関する便覧、データベース及び単行本の刊行
 - (5) その他理事会で決議した刊行事業
- 2 前項の事業には、電子媒体による刊行事業を含む。
- 3 前2項の事業は他の団体と連携して行うことができる。

(講演会及び講習会事業)

第21条 この法人は定款第5条第2号に規定する講演会及び講習会として次の事業を行う。

- (1) 講演大会
 - (2) 支部による講演会
 - (3) 分科会シンポジウム
 - (4) セミナー
 - (5) 支部による講習会及び談話会等
 - (6) 委託による講演会及び講習会
 - (7) 国際会議及び国際シンポジウム
 - (8) その他理事会で決議した講演会及び講習会事業
- 2 前項の事業は、他の団体と連携して行うことができる。

(調査及び研究事業)

第22条 この法人は定款第5条第3号に規定する調査及び研究として次の事業を行う。

- (1) 調査
 - (2) 研究
 - (3) 支部による調査及び研究
 - (4) 委託による調査及び研究
 - (5) 国際学術交流
 - (6) 研究助成
 - (7) その他理事会で決議した調査及び研究事業
- 2 前項の事業は、他の団体と連携して行うことができる。

(表彰及び奨励事業)

第23条 この法人は定款第5条第3号に規定する表彰及び奨励事業として次の事業を行う。

- (1) 寄附による事業資金を財源とする表彰事業
 - (2) 本会の事業資金及び会費を財源とする表彰事業
 - (3) 寄附による事業資金を財源とする奨励事業
 - (4) 本会の事業資金及び会費を財源とする奨励事業
 - (5) 支部による表彰及び奨励事業
 - (6) その他理事会で決議した表彰及び奨励事業
- 2 前項の事業は、他の団体と連携して行うことができる。

第7章 財産及び会計

(会計基準)

第24条 定款第47条に定めるこの法人の会計基準は、最も新しい公益法人会計基準とする。

2 やむをえない事情により最も新しい公益法人会計基準を導入できない場合は、理事会の決議により、暫定的に古い公益法人会計基準を使用することができる。

3 この法人のセルフガバナンスを確保するため、内部管理用の参考計算書類を作成することができる。

(財産及び会計に関する規程の定め)

第 25 条 この法人の財産及び会計に関する規程を理事会の決議を経て、定めなければならない。

2 次の各号の特定資産は、理事会の決議によって規程を定めて管理しなければならない。

- (1) 使途が特定された寄付を財源に、理事会の決議によって設けた公益目的事業資金
- (2) 使途が特定された寄付以外を財源に、理事会の決議によって設けた公益目的事業資金
- (3) 理事会の決議によって設けた特定費用準備資金
- (4) 理事会の決議によって設けた資産取得資金

(特定資産の運用)

第 26 条 この法人の特定資産の運用は資金運用規定の定めに基づいて運用しなければならない。

2 特定資産の運用益は、その資産に係る規程の定めに基づいて使用しなければならない。

(特定資産の他の公益目的事業への流用)

第 27 条 やむを得ない事情により、特定資産の一部又は全部を他の公益目的事業に流用する場合には、事前に理事会の決議を経なければならない。

第 8 章 任意の常設合議機関

(委員会の設置)

第 28 条 定款第 53 条第 3 項の定めによるこの法人の常設の委員会は次の通りとする。

- (1) 会報編集委員会
- (2) 会誌編集委員会
- (3) 欧文誌編集委員会
- (4) 学術図書類刊行委員会
- (5) 講演大会委員会
- (6) 講演大会企画委員会
- (7) セミナー・シンポジウム委員会
- (8) 調査研究委員会
- (9) 調査研究推進委員会
- (10) 国際学術交流委員会
- (11) 名誉員検討委員会
- (12) 学会賞委員会
- (13) 各種賞検討委員会
- (14) その他理事会で設置を決議した委員会

2 定款第 53 条第 3 号の定めは、当該委員会に係る規程に定める。

3 必要に応じ、理事会の決議により、臨時の委員会を設置することができる。

(委員会の事業報告)

第 29 条 委員会の事業報告は、この法人の報告書に一括して記載しなければならない。

(委員会の予算措置並びに財産及び会計)

第 30 条 委員会の事業活動に必要な予算を、事業計画に基づいて予算書に計上し、執行することができる。

2 委員会の財産及び会計は、この法人の収支予算書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び財産目録に一括して記載しなければならない。

(支部の設置)

第 31 条 定款第 54 条の定めに基づいて、この法人の常設の支部を第 7 条第 11 項に定める次の地区に置く。

- (1) 北海道地区：北海道支部

- (2) 東北地区：東北支部
- (3) 関東地区：関東支部
- (4) 東海地区：東海支部
- (5) 北陸信越地区：北陸信越支部
- (6) 関西地区：関西支部
- (7) 中国四国地区：中国四国支部
- (8) 九州地区：九州支部

2 支部の設置場所は、理事会の決議により変更することができる。

3 定款第 54 条第 3 号の定めは、当該支部に係る規程に定める。

(支部の事業報告)

第 32 条 支部の事業報告は、この法人の報告書に一括して記載しなければならない。

(支部の予算措置並びに財産及び会計)

第 33 条 支部の事業活動に必要な予算を、事業計画に基づいて予算書に計上し、執行することができる。

2 支部の財産及び会計は、この法人の収支予算書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び財産目録に一括して記載しなければならない。

第 9 章 庶務及び事務局その他

(庶務及び事務局に係る規程の定め)

第 34 条 この法人の運営にあたり、次の庶務及び事務局に係る規程を理事会で決議して、定めなければならない。

- (1) 事務局組織規程
- (2) 事務処理規程
- (3) 公印使用規程
- (4) インターネットによる情報公開規程
- (5) 閲覧規程
- (6) 職員就業規程
- (7) パートタイム職員就業規程
- (8) その他理事会で決議した規程

(電子公告の定めの適用除外)

第 35 条 定款第 58 条第 2 項は、次の各号の場合には例外的に適用しないことができる。

- (1) 定期的に予定された電磁システムのメンテナンス又は改善のための電子公告の中断
- (2) 1 日以内の電子公告の中断
- (3) 悪質な妨害による電子公告の不可避免的な中断
- (4) その他理事会で定めるこの法人の責によらない電子公告の中断

第 10 章 細則の変更

(細則の変更)

第 36 条 この細則は、理事会において理事出席者数の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

第 11 章 補足

(規程)

第 37 条 この細則に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、規程に定めることができる。

2 この法人の理事会の決議を要しないために、規程の用語を用いてはならない。

附則

1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成27年10月5日 一部改訂(第903回理事会決議) 常設の委員会の追加
3. 平成28年6月8日一部改訂、平成28年10月6日施行(第809回理事会にて決議)第2条、第4条、第10条、第11条改訂
4. 平成29年2月3日一部改訂、平成29年4月24日施行(第912回理事会にて決議)第3条改訂
4. 平成29年4月7日一部改訂、平成29年4月24日施行(第913回理事会にて決議)第4条改訂
5. 平成30年5月30日一部改訂(第922回理事会決議) 第27条 常設の委員会の名称変更
6. 平成30年8月7日一部改訂(第923回理事会決議) 第27条 常設の委員会の名称変更
7. 2019年8月5日一部改訂、2020年4月24日施行(第930回理事会決議)第3条、第4条、第10条、第11条、第12条、第15条、第16条、第21条改訂
8. 2019年12月17日一部改訂(第932回理事会決議)2019年8月5日一部改訂の取り消し及び専務理事の選任に関する改訂
9. 2019年12月17日一部改訂、2020年4月24日施行(第932回理事会決議)2019年8月5日一部改訂部分の再改訂
10. 2022年8月2日一部改訂(第951回理事会決議) 第4条5項 選挙方法変更
11. 2022年12月12日一部改訂(第953回理事会決議)、2023年4月21日施行 第3条2項 代議員の定数
12. 2023年08月08日一部改訂(第958回理事会決議)第26条改訂
13. 2023年10月05日一部改訂(第959回理事会決議)第4条改訂
14. 2024年10月11日一部改訂(第966回理事会決議)第2条改訂
15. 2025年 2月10日一部改訂(第968回理事会決議)第10条、11条、15条、16条、17条改訂

平成 27 年 10 月 5 日改訂

	新	旧
第 27 条	定款第 53 条第 3 項の定めによるこの法人の常設の委員会は次の通りとする。 (1) 会報編集委員会 (2) 会誌編集委員会 (3) 欧文誌編集委員会 (4) 学術図書類刊行委員会 (5) 講演大会委員会 (6) 講演大会企画委員会 (7) セミナー・シンポジウム委員会 (8) 分科会委員会 (9) 分科会企画委員会 (10) 国際学術交流委員会 (11) 名誉員検討委員会 (12) 学会賞委員会 (13) 各種賞検討委員会 (14) その他理事会で設置を決議した委員会	定款第 53 条第 3 項の定めによるこの法人の常設の委員会は次の通りとする。 (1) 会報編集委員会 (2) 会誌編集委員会 (3) 欧文誌編集委員会 (4) 学術図書類刊行委員会 (5) 講演大会委員会 (6) セミナー・シンポジウム委員会 (7) 分科会委員会 (8) 分科会企画委員会 (9) 国際学術交流委員会 (10) 名誉員検討委員会 (11) 学会賞委員会 (12) 各種賞検討委員会 (13) その他理事会で設置を決議した委員会

平成 28 年 6 月 8 日改訂

	新	旧
--	---	---

第 3 条 (代議員 の定員)	代議員の定員は、第 4 条第 11 項に定める地区別の代議員の定員と本部枠の代議員の定員の和とする。	代議員の定員は、第 7 条第 11 項に定める地区別の代議員の定員の和とする。
第 3 条 4 項	本部枠の代議員の定員は、4 名以内とする。	—
第 4 条 (代議員 の選挙)	代議員は毎年半数交代制とし、選挙で地区別および本部枠で選任する。毎年の選挙数は定員の半数程度とする。	代議員は毎年半数交代制とし、選挙で地区別に選任する。毎年の選挙数は定員の半数程度とする。
第 4 条 6 項	投票は全ての地区の地区別および本部枠の選挙定員の数の候補者について行う。地区別および本部枠の選挙定員に過不足のある投票及び候補者以外の投票は無効とする。	投票は全ての地区について、地区別の選挙定員の数の候補者について行う。地区別の選挙定員に過不足のある投票及び候補者以外の投票は無効とする。
第 4 条 8 項	地区別および本部枠の代議員は、得票順に選挙定員までを選出する。定員の最後の代議員の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を代議員とする。	地区別の代議員は、得票順に選挙定員までを選出する。定員の最後の代議員の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を代議員とする。
第 4 条 10 項	選挙の地区別および本部枠の次点者を地区別および本部枠の補欠の代議員とする。次点者の得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、会員在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の代議員とする。地区別および本部枠の補欠の代議員は 1 名までとする。	選挙の地区別の次点者を地区別の補欠の代議員とする。次点者の得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、会員在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の代議員とする。地区別の補欠の代議員は 1 名までとする。
第 4 条 11 項	代議員選挙の地区と都道府県割りはこの通りとする。本部枠は全国を対象とする。	代議員選挙の地区と都道府県割りはこの通りとする。
第 4 条 12 項	地区別の代議員が所属地区を異動した場合又は会員資格を喪失した場合は、代議員資格を失う。当該地区の代議員の補充は当該地区の補欠の代議員を充てるが、補欠の代議員がいない場合は補充しない。	代議員が所属地区を異動した場合又は会員資格を喪失した場合は、代議員資格を失う。当該地区の代議員の補充は当該地区の補欠の代議員を充てるが、補欠の代議員がいない場合は補充しない。
第 10 条 (理事の 定員と補 充)	理事の定員は、地区別 2 名に全国区 4 名および本部枠 4 名を加えた最大 24 名とする。	理事の定員は、地区別 2 名に全国地区 4 名を加えた最大 20 名とする。
第 10 条 4 項	本部枠の理事は、本部枠の代議員から選出する。	—
第 11 条 (理事候 補者の選 出)	理事は毎年半数交代制とする。毎年の選挙数は 12 名以下とする。	理事は毎年半数交代制とする。毎年の選挙数は 10 名以下とする。

平成 29 年 2 月 3 日改訂

	新	旧
第 3 条 2 項	地区別の代議員の定員は、直近の事業年度末の当該地区の正員数を 40 で割り、端数を四捨五入して算出するもの	地区別の代議員の定員は、直近の事業年度末の当該地区の正員数を 50 で割り、端数を四捨五入して算出するもの

	とする。	とする。
第3条 3項	—	地区別の代議員の当該事業年度中の定員は、この法人の前事業年度末の定員とする。

平成 29 年 4 月 7 日改訂

	新	旧
第4条 14項	永年会員を除き、代議員選挙が実施される年の会費を納入していない正員は、代議員の選挙権及び被選挙権を有しない。	代議員選挙が実施される年の会費を納入していない正員は、代議員の選挙権及び被選挙権を有しない。

平成 30 年 5 月 30 日改訂

	新	旧
第27条	定款第 53 条第3項の定めによるこの法人の常設の委員会は次の通りとする。 (1) 会報編集委員会 (2) 会誌編集委員会 (3) 欧文誌編集委員会 (4) 学術図書類刊行委員会 (5) 講演大会委員会 (6) 講演大会企画委員会 (7) セミナー・シンポジウム委員会 (8) <u>調査・研究委員会</u> (9) <u>調査・研究推進委員会</u> (10) 国際学術交流委員会 (11) 名誉員検討委員会 (12) 学会賞委員会 (13) 各種賞検討委員会 (14) その他理事会で設置を決議した委員会	定款第 53 条第3項の定めによるこの法人の常設の委員会は次の通りとする。 (1) 会報編集委員会 (2) 会誌編集委員会 (3) 欧文誌編集委員会 (4) 学術図書類刊行委員会 (5) 講演大会委員会 (6) 講演大会企画委員会 (7) セミナー・シンポジウム委員会 (8) <u>分科会委員会</u> (9) <u>分科会企画委員会</u> (10) 国際学術交流委員会 (11) 名誉員検討委員会 (12) 学会賞委員会 (13) 各種賞検討委員会 (14) その他理事会で設置を決議した委員会

平成 30 年 8 月 7 日改訂

	新	旧
第27条	定款第 53 条第3項の定めによるこの法人の常設の委員会は次の通りとする。 (1) 会報編集委員会 (2) 会誌編集委員会 (3) 欧文誌編集委員会 (4) 学術図書類刊行委員会 (5) 講演大会委員会 (6) 講演大会企画委員会 (7) セミナー・シンポジウム委員会 (8) <u>調査研究委員会</u> (9) <u>調査研究推進委員会</u> (10) 国際学術交流委員会 (11) 名誉員検討委員会 (12) 学会賞委員会	定款第 53 条第3項の定めによるこの法人の常設の委員会は次の通りとする。 (1) 会報編集委員会 (2) 会誌編集委員会 (3) 欧文誌編集委員会 (4) 学術図書類刊行委員会 (5) 講演大会委員会 (6) 講演大会企画委員会 (7) セミナー・シンポジウム委員会 (8) <u>調査・研究委員会</u> (9) <u>調査・研究推進委員会</u> (10) 国際学術交流委員会 (11) 名誉員検討委員会 (12) 学会賞委員会

	(13)各種賞検討委員会 (14)その他理事会で設置を決議した委員会	(13)各種賞検討委員会 (14)その他理事会で設置を決議した委員会
--	---------------------------------------	---------------------------------------

2019年8月5日改訂

	新	旧
第3条2項	地区別の代議員の定員は、直近の事業年度末の当該地区に居住する正員数を40で割り、端数を四捨五入して算出するものとする。	地区別の代議員の定員は、直近の事業年度末の当該地区の正員数を40で割り、端数を四捨五入して算出するものとする。
第4条	代議員の全数を2年おきに選挙で地区別及び本部枠で選任する。	代議員は毎年半数交代制とし、選挙で地区別及び本部枠で選任する。 <u>毎年の選挙数は定員の半数程度とする。</u>
第10条	理事の定員は、地区別 <u>1名</u> に全国地区 <u>8名</u> および本部枠4名を加えた最大 <u>20名</u> とする。	理事の定員は、地区別 <u>2名</u> に全国地区 <u>4名</u> および本部枠4名を加えた最大 <u>24名</u> とする。
第10条2項	地区選出の理事は、 <u>居住する地区の代議員から選出する。</u>	理事選出の地区は、 <u>代議員選出の地区と同じとする。</u>
第10条5項	地区選出の理事が地区を異動した場合は、理事資格を喪失し、補充は当該地区の補欠の理事を充てる。	地区選出の理事が地区を異動した場合は、理事資格を喪失し、補充は当該地区の補欠の理事を充てる。 <u>全国地区の理事が所属地区を異動した場合は、理事資格を失い、補充は全国地区の補欠の理事を充てる。</u>
第11条	理事は2年おきに全数を選出する。	理事は毎年半数交代制とする。 <u>毎年の選挙数は12名以下とする。</u>
第11条第2項	選挙で当選した代議員によって、定時社員総会前に次年度理事候補者を互選して、定時社員総会の理事候補者とすることができる。	選挙で当選した代議員及び留任代議員によって、定時社員総会前に次年度理事候補者を互選して、定時社員総会の理事候補者とすることができる。
第12条	選挙で当選した理事候補者の全員によって、定時社員総会前にかつその年度の最初の理事会前に、次年度会長及び <u>すべての副会長並びに専務理事の候補者を互選することができる。</u>	選挙で当選した次年度理事候補者および留任理事の全員によって、定時社員総会前にかつその年度の最初の理事会前に、次年度会長及び副会長並びに専務理事の候補者を互選することができる。
第15条	監事の定員は2名とし、2年おきに全数を選出する。	監事の定員を2名とする場合は、2名の監事の任期が同一期間にならないように務める。 <u>主たる事務所が所在する地区1名とその他の地区1名とする。</u>
第15条2項	やむを得ない事情がある場合には、監事の定員を1名とすることができる。	前項の場合、主たる事務所が所在する地区とその他の地区の監事の任期が同一期間にならないように努める。
第15条3項	—	監事の定員を1名とする場合は、主たる事務所が所在する地区1名とする。ただしやむを得ない事情がある場合には、理事会の決議を経て、その他の地区1名とすることができる。
第16条	社員総会の監事候補者を、 <u>代議員の選</u>	社員総会の監事候補者を、正員の選挙

	挙と同時期に正員の選挙によって定時社員総会前に選出することができる。	によって定時社員総会前に選出することができる。
第 16 条 6 項	監事候補者選挙の管理及び開票は、主たる事務所が所在する地区の <u>理事</u> と事務局が行う。	監事候補者選挙の管理及び開票は、主たる事務所が所在する地区の <u>副会長</u> と事務局が行う。
第 21 条	この法人は定款第 5 条第 3 号に規定する調査及び研究として次の事業を行う。 (1) 調査 (2) 研究 (3) 支部による調査及び研究 (4) 委託による調査及び研究 (5) 国際学術交流 (6) <u>研究助成</u> (7) その他理事会で決議した調査及び研究事業	この法人は定款第 5 条第 3 号に規定する調査及び研究として次の事業を行う。 (1) 調査 (2) 研究 (3) 支部による調査及び研究 (4) 委託による調査及び研究 (5) 国際学術交流 (6) その他理事会で決議した調査及び研究事業

2019 年 12 月 17 日改訂

	新	旧
(理事の定員と補充) 第 10 条	理事の定員は、地区別 2 名に全国地区 4 名および本部枠 3 名ならびに専務理事枠 1 名を加えた最大 24 名とする。	理事の定員は、地区別 2 名に全国地区 4 名および本部枠 4 名を加えた最大 24 名とする。
第 10 条 2 項	地区選出の理は、居住する地区の代議員から選出する。	理事選出の地区は、代議員の地区と同じとする。
第 10 条 5 項	地区選出の理事が地区を異動した場合は、理事資格を喪失し、補充は当該地区の補欠の理事を充てる。	地区選出の理事が地区を異動した場合は、理事資格を喪失し、補充は当該地区の補欠の理事を充てる。 <u>全国地区の理事が所属地区を異動した場合は、理事資格を失い、補充は全国地区の補欠の理事を充てる。</u>
第 10 条 6 項	専務理事は、主たる事務所の所在地区から選出する。	—
(理事候補者の選出) 第 11 条 2 項	<u>専務理事候補者を除き、</u> 選挙で当選した代議員及び留任代議員によって、定時社員総会前に次年度理事候補者を互選して、定時社員総会の理事候補者としてすることができる。	選挙で当選した代議員及び留任代議員によって、定時社員総会前に次年度理事候補者を互選して、定時社員総会の理事候補者としてすることができる。
第 11 条 3 項	専務理事候補者を除く理事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の理事候補者の選出において、得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を理事候補者とする。	<u>専務理事を置く場合は、専務理事は全国地区の理事の定員に含める。</u>
第 11 条 4 項	次点者の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の理事候補者とする。	理事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の理事候補者の選出において、得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を理事

		候補者とする。
第11条5項	<u>専務理事候補者は理事会の決議により選出する。</u>	次点者の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の理事候補者とする。
(会長及び副会長候補者の選出) 第12条	選挙で当選した次年度理事候補者および留任理事の全員によって、定時社員総会前にかつその年度の最初の理事会前に、次年度会長及び副会長の候補者を互選することができる。	選挙で当選した次年度理事候補者および留任理事の全員によって、定時社員総会前にかつその年度の最初の理事会前に、次年度会長及び副会長並びに <u>専務理事</u> の候補者を互選することができる。
(専務理事の業務分担) 第15条	<u>専務理事は会長及び副会長会務及び国内外の渉外活動を補佐し、日常の業務に従事し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。</u>	

2019年12月17日一部改訂、2020年4月24日施行

	新	旧
第11条2項	選挙で当選した代議員によって、定時社員総会前に <u>専務理事候補者を除く</u> 次年度理事候補者を選挙して、定時社員総会の理事候補者としてすることができる。	選挙で当選した代議員によって、定時社員総会前に次年度理事候補者を選挙して、定時社員総会の理事候補者としてすることができる。
旧3項	—	専務理事を置く場合は、専務理事は全国地区の理事の定員に含める。
第11条3項	<u>専務理事候補者を除く</u> 理事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の理事候補者の選出において、得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を理事候補者とする。	理事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の理事候補者の選出において、得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を理事候補者とする。
第11条5項	<u>専務理事候補者は理事会の決議により選出する。</u>	—
(会長及び副会長候補者の選出) 第12条	選挙で当選した理事候補者の全員によって、定時社員総会前にかつその年度の最初の理事会前に、次年度会長及びすべての副会長の候補者を互選することができる。	選挙で当選した理事候補者の全員によって、定時社員総会前にかつその年度の最初の理事会前に、次年度会長及びすべての副会長並びに <u>専務理事</u> の候補者を互選することができる。
(専務理事の業務分担) 第15条	専務理事は会長及び副会長会務及び国内外の渉外活動を補佐し、日常の業務に従事し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。	—

2022年8月2日一部改訂

	新	旧
--	---	---

(代議員の選挙) 第4条5項	代議員選挙は、 <u>電子的方法</u> で行なう。	代議員選挙は、 <u>この法人の会報に綴じ込んである選挙用紙</u> を使用して行なう。
第4条9項	地区及び本部枠の候補者数が選挙定員に満たない場合は、投票数の過半数を得た者を代議員とする。	候補者数が選挙定員に満たない場合は、投票数の過半数を得た者を代議員とする。
(社員総会の議決権の代理行使) 第9条	定款第20条により社員総会の議決権の代理行使をしようとする社員がこの法人に提出する代理権を証明する書類には、当該社員は記名をしなければならない。	定款第20条により社員総会の議決権の代理行使をしようとする社員がこの法人に提出する代理権を証明する書類には、当該社員は記名 <u>押印</u> をしなければならない。

2022年12月12日一部改訂

	新	旧
(代議員の定数) 第3条2項	地区別の代議員の定員は、地区別の代議員の総数がおおむね100名となるように直近の事業年度末の正員数当たりの代議員数の割合を決め、直近の事業年度末の当該地区の正員数をその割合で割って、端数を四捨五入して算出するものとする。	地区別の代議員の定員は、直近の事業年度末の当該地区の正員数を40で割り、端数を四捨五入して算出するものとする。

2023年08月08日一部改訂

	新	旧
(特定資産の運用) 第26条	この法人の特定資産の運用は資金運用規定の定めに基づいて運用しなければならない。 2 特定資産の運用益は、その資産に係る規程の定めに基づいて使用しなければならない。	この法人の特定資産の運用は元本の保証のある方法で運用しなければならない。 2 特定資産の運用益は、その資産に係る規程の定めに基づいて使用しなければならない。

2023年10月05日一部改訂

	新	旧
(代議員の選挙) 第4条	9地区及び本部枠の候補者数が選挙定員以下である場合は、当該の地区及び本部枠の投票を行わず、すべての候補者を代議員とする。	9地区及び本部枠の候補者数が選挙定員に満たない場合は、投票数の過半数を得た者を代議員とする。

2024年10月11日一部改訂

	新	旧
(名称) 第4条	この法人の英文名称を略記する場合は、JIMMと表記する。	この法人の英文名称を略記する場合は、JIMと表記する。

2025年2月10日一部改訂

	新	旧
(理事の定員と補充)	理事の定員は、地区別1名に全国地区8名および本部枠4名を加えた最大20名に、 認定法第5条第15号本文に掲げるもの(外部理事)1名を	理事の定員は、地区別1名に全国地区8名および本部枠4名を加えた最大20名に、専務理事1名を加えることができる。

第 10 条	加える。また、専務理事 1 名を加えることができる。	
(理事候補者の選出) 第 11 条	理事は 2 年おきに全数を選出する。 2 選挙で当選した代議員によって、定時社員総会前に外部理事候補者および専務理事候補者を除く理事候補者を互選して、定時社員総会の理事候補者としてすることができる。 3 外部理事候補者および専務理事候補者を除く理事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の理事候補者の選出において、得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を理事候補者とする。 4 次点者の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の理事候補者とする。 5 地区及び本部枠の候補者数が選挙定員以下である場合は、当該の地区及び本部枠の投票を行わず、すべての候補者を理事候補者とする。 6 外部理事候補者および専務理事候補者は理事会の決議により選出する。	理事は 2 年おきに全数を選出する。 2 選挙で当選した代議員によって、定時社員総会前に専務理事候補者を除く理事候補者を互選して、定時社員総会の理事候補者としてすることができる。 3 専務理事候補者を除く理事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の理事候補者の選出において、得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を理事候補者とする。 4 次点者の得票が同数の場合は会員在籍期間が長い者を、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の理事候補者とする。 5 専務理事候補者は理事会の決議により選出する。
(外部理事、専務理事の業務分担) 第 15 条	外部理事は法人のガバナンス強化と、独立した視点からの助言や提案により理事会運営を活性化させ法人の長期的な成長を支援する。専務理事は会長及び副会長の会務及び国内外の渉外活動を補佐し、日常の業務に従事し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。	専務理事は会長及び副会長の会務及び国内外の渉外活動を補佐し、日常の業務に従事し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。
(監事の定員) 第 16 条	監事の定員は 2 名とし、少なくとも 1 人以上が公益認定法第 5 条第 16 号に掲げるもの(外部監事)であることとし、2 年おきに全数を選出する。 2 やむを得ない事情がある場合には、定員を 1 名とすることができる。	監事の定員は 2 名とし、2 年おきに全数を選出する。 2 やむを得ない事情がある場合には、定員を 1 名とすることができる。
(監事候補者の選出) 第 17 条	社員総会の監事候補者を、代議員の選挙と同時期に正員の選挙によって定時社員総会前に選出することができる。 2 監事候補者選挙は、少なくとも 1 ヶ月前に会員に周知しなければならない。	社員総会の監事候補者を、代議員の選挙と同時期に正員の選挙によって定時社員総会前に選出することができる。 2 監事候補者選挙は、少なくとも 1 ヶ月前に会員に周知しなければならない。

	3 正員は、自ら監事候補者に立候補することができる。 4 監事候補者は、連続して2期を超えて監事候補者となることはできない。 5 監事候補者選挙は、電磁的方法で行なう。 6 監事候補者選挙の管理及び開票は、庶務担当理と事務局が行う。 7 外部監事候補者を除く監事候補者は、得票順に選挙定員数の枠に達するまで選出する。最後の監事候補者の選出において、得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を監事候補者とする。 8 候補者数が選挙定員以下である場合は、投票を行わず、すべての候補者を監事候補者とする。 9 次点者の得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の監事候補者とする。 10 外部監事候補者は理事会の決議により選出する。	3 正員は、自ら監事候補者に立候補することができる。 4 監事候補者は、連続して2期を超えて監事候補者となることはできない。 5 監事候補者選挙は、この法人の会報に綴じ込んである選挙用紙を使用して行う。 6 監事候補者選挙の管理及び開票は、庶務担当理と事務局が行う。 7 得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を監事候補者とする。 8 次点者の得票が同数の場合は、会員在籍期間が長い者、在籍期間が同一の場合は最年長者を補欠の監事候補者とする。
--	--	--